

緊急事態宣言解除後の対応について

当社におきましては、昨年2月19日に対策本部を設置し、従業員の健康管理の徹底（マスク着用、うがい・手洗いの励行、健康状況の確認）、不要不急の会議・研修・出張・訪問等の自粛、従業員もしくはその家族が、罹患あるいはその疑いがある場合の休務取扱などの取組みを行ってまいりました。

政府は、首都圏1都3県の新規感染者数は下げ止まっているものの、医療提供体制は改善していることなどから、3月21日の期限で宣言を解除する方向で最終調整を進めています。宣言は解除されるものの、感染拡大のリスクは依然として高いと判断せざるを得ないことから、当社は、都府県知事の要請・指示に全面的に協力する方針のもと、政府ならびに対象都府県知事の要請・指示に全面的に協力する方針のもと、3月22日から4月末まで、下記の通り対応いたします。

皆様には、ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 当社の感染拡大防止策

- (1) 在宅勤務可能な従業員については、在宅勤務を推進します（目標出勤率30%）。
- (2) 会社機能の維持のため、全国の事業所で執務を行う従業員は、感染予防策（密閉・密集・密接を避ける、サーモカメラによる体温チェック、マスク着用、手洗い励行、アルコール消毒、高度清浄加湿装置の使用等）を講じ、充分安全に配慮して勤務しております。
- (3) 他事業所での勤務が可能な者は、サテライトオフィスを活用いたします。
- (4) 交通機関の混雑を避けるため、時差出勤をより有効に活用いたします。
- (5) 都道府県をまたいだ移動は、関係自治体の基準を考慮のうえ判断いたします。
- (6) 国内出張は状況に応じて可否を決定いたします。また、海外出張は当面自粛といたします。
- (7) 会食を伴う面談は原則自粛としますが、業務上必要なものについては、状況に応じて可否を決定いたします。実施する場合、感染防止対策がされた店舗を利用し、最低限の人数で長時間にならないよう注意して行い、2次会は自粛し、参加者の記録を残します。
- (8) 不要不急の会議は自粛し、Web会議等を活用いたします。但し、重要で急を要す会議については、短時間・少人数に限り、感染防止対策を取った上で実施いたします。
- (9) 全事業所において、来訪者に対する健康質問票での健康チェックを行います。
- (10) 家族以外の会食や3密が発生する恐れがあるイベント等に参加いたしません。
- (11) 感染拡大防止策（3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い）を徹底し、定期的な換気を心掛け、毎朝の体温測定、健康チェックを行い、発熱または風邪の症状がある場合は、無理をせず自宅で療養いたします。
- (12) 社内での昼食、社外での会食時にマスクを外す際には、十分に注意を払います。

引き続き、関係者の皆様および当社グループ従業員・ご家族の安全確保を徹底し、政府の方針に基づき感染拡大防止に努めてまいります。

以上